答 申

1 審議会の結論

福岡県知事(以下「実施機関」という。)が、平成28年9月28日28日28日児第3188 号で行った個人情報部分開示決定(以下「本件決定」という。)において不開示とした情報のうち、別表1、別表2及び別表3の開示すべき情報の欄に掲げる情報は開示すべきである。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報(以下「本件個人情報」という。)は、実施機関が作成した 審査請求人の子(以下「本件児童」という。)に関する児童記録票等に記載された本件児童 の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例(平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。)第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、本件児童以外の第三者から聴取した内容等については条例第14条第1項第1号(開示請求者以外の個人に関する情報)に、調査に協力した他の行政機関の名称等については同項第4号(行政運営情報)に、実施機関の職員の所見や処遇方針等については同項第5号(評価判断情報)に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

- ア 審査請求人は、未成年者である本件児童の法定代理人として、平成28年9月14日 付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求 (以下「本件開示請求」という。)を行った。
- イ 実施機関は、平成28年9月28日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に 通知した。
- ウ 審査請求人は、平成28年10月28日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件決定により不開示とした理由を条例第14条第1項第1号、第4号及び第5号に該当するためとしているが、次の箇所については、開示すべきにもかかわらず、不開示とされているので、条例第14条第1項の規定に違反しており、違法である。
 - ア 相談処理決裁伺の受理簿一連番号、児童名一連番号、ケース番号、新再の別及び就学 状況 (学年) の欄

条例第14条第1項第5号該当により不開示とされているが、評価や判断の対象ではない。

イ 児童記録票の一連番号、ケース番号、就学、家族状況の部本件児童の項記事(勤務先 等)の欄

条例第14条第1項第5号該当により不開示とされているが、評価や判断の対象ではない。

ウ ケース記録

- (ア) 年月日は不開示情報に該当しない。
- (イ) 実施機関内部でのミーティング開催の日時、担当者の引継ぎその他評価及び判断に 該当しない事項については、開示されてしかるべきである。
- (ウ) 審査請求人に関する記載のみを開示しているが、第三者(本件児童の父)である審査請求人の記録を開示する一方で、本件児童に関する記載を開示しないのは本末転倒である。もちろん、条例第14条第1項第5号に該当する箇所まで開示を求めるものではない。

しかしながら、例えば、年月日、電話、面会、話を聞く、会えない等、審査請求人 に関する記載と同程度の開示があってしかるべきである。

- (エ) また、同様に、本件児童の母に関する記載も審査請求人に関する記載と同程度の開示があってしかるべきである。開示されたとしても、本件児童の母の正当な利益を害するおそれがあると認めることはできない。そのようなおそれがあるというのであれば、例えば、年月日、電話という記載から、どのように正当な利益を害するおそれがあるのかについて、明確にされたい。
- (2) 審査請求人は、本件決定により法的権利を侵害されている。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

条例第14条第1項第1号該当により不開示とした情報は、実施機関が行った調査において知り得た本件児童以外の個人に関する情報、本件児童以外の第三者から聴取した内容等である。これらの情報を開示すると、当該個人(第三者)の正当な利益を害するおそれ

があるため不開示としたものである。

なお、調査において知り得た本件児童以外の個人に関する情報のうち、相談処理決裁伺における現保護者氏名、続柄、現保護者住所及び処遇伺の項保護者の欄に記載された情報、児童記録票における家族状況の部記事(勤務先等)の欄のうち本件児童に係る部分を除くものに記載された情報は同項第4号にも該当する。

また、本件開示請求は、未成年者である本件児童の法定代理人が行ったものであり、本件開示請求に係る個人情報の本人は本件児童であるので、法定代理人の個人情報は不開示となる。ただし、法定代理人の個人情報のうち、法定代理人の正当な利益を害するおそれがあると認められない情報については、開示している。

(2) 条例第14条第1項第4号該当性について

条例第14条第1項第4号該当により不開示とした情報は、実施機関が行った調査に協力した他の行政機関の名称、職員名及び調査の内容並びに当該機関との協議の内容である。実施機関が相談援助活動を行うに当たり入手する情報は、児童の権利擁護のために関係機関からの協力を得て提供されるものである。これらの情報を開示すると、当該関係機関からの信頼を損ない、今後、同種の相談援助活動において協力が得られなくなることも想定され、実施機関の相談援助活動に支障を来すおそれがあるため不開示としたものである。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

条例第14条第1項第5号該当により不開示とした情報は、実施機関が行った調査、本件児童及び関係者に対する面接の結果等に基づき、本件児童の生活状況、虐待の事実、今後の処遇方針等を評価及び判断した内容である。これらの情報を開示すると、実施機関の評価及び判断を本件児童又は親権者に伝えることになり、本件児童又は親権者と実施機関の認識の違いから誤解や不信感、感情的な反発が生じ、その結果、本件児童又は親権者と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動に影響を及ぼすおそれがある。また、児童福祉司等職員が事実経過とともにその評価について正確かつ率直な記載をきまりまます。また、児童福祉司等職員が事実経過とともにその評価について正確かつ率直な記載をきまりまます。

なお、相談処理決裁伺の現住所の欄に記載された情報及び児童記録票の住所1の上段に 記載された情報は同項第4号にも該当する。

6 審議会の判断

(1) 児童相談所における相談援助活動について

児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、子どもに関する家庭その他

からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること(以下「相談援助活動」という。)を主たる目的として、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定により、都道府県に設置が義務付けられている行政機関である。

児童相談所における相談援助活動は、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるよう、子ども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常に子どもの最善の利益を考慮し、援助活動を展開していくことが必要とされている。

(2) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が本件児童の相談援助活動を行う過程で作成した、相談処理決裁伺、児童記録票及びケース記録に記載された本件児童に関する個人情報である。

ア 相談処理決裁伺について

相談処理決裁伺は、本件児童に関する相談等について相談援助活動を要するものとして受理するか否かを決定する受理伺並びに本件児童に係る調査等の結果を基に今後の処遇及び援助の方針を決定する処遇伺で構成され、ケース番号、受理年月日、児童氏名、現保護者氏名、通告内容、処遇方針等が記載されている。

イ 児童記録票について

児童記録票には、ケース番号、受理年月日、本件児童の氏名、住所、家族状況等のほか、相談通告の要旨、関係機関、特記事項等が記載されている。

ウケース記録について

ケース記録は、実施機関が行った相談援助活動の経過を記録したものであり、日付、本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)からの相談に係るやり取りの内容及び実施機関の職員の所見、保護者等に対する調査(以下「家庭調査」という。)における実施機関と保護者等とのやり取りの内容、関係機関に対する調査(以下「関係機関調査」という。)における実施機関と関係機関担当者等とのやり取りの内容等が記載されている。

(3) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第1号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人の情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「開示請求者以外の個人」とは、開示請求された公文書等に記載された自己情報の中に含まれる請求者(法定代理人が本人に代わって開示請求する場合にあっては、個人情報の本人をいう。)以外の者をいう。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に 含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害す るおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。また、開示請求のあった個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の権利利益を害するか否かの判断は当該個人の権利利益に関わる問題であるので、慎重に行う必要がある。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を 知っている立場にあることが明らかな場合や何人でもこれを知り得る立場である場合 は、正当な利益を害することにならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示 とした情報について、本号に該当するか否かについて以下判断する。

- (ア) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、相談処理決裁伺及び児童記録票に記載された本件児童以外の個人に関する情報並びにケース記録に記載された実施機関と保護者等とのやり取りの日付及び内容である。
- (4) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、児童記録票の「家族状況」の部本件児童の以外の項「生年月日」、「年齢」及び「記事(勤務先等)」の欄に記載された情報並びにケース記録に記載された実施機関と保護者等とのやり取りの内容は、開示請求者(本件児童)以外の個人に関する情報であって、開示請求者が知っている立場にあることが明らかであるとはいえず、また、何人でも知り得る情報であるともいえないことから、これらの情報を開示することにより、当該個人のプライバシーその他の利益を害するおそれがあるなど、当該個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

なお、実施機関は、児童記録票の「家族状況」の部本件児童以外の項「生年月日」 及び「年齢」の欄に記載された情報は第4号にも該当すると説明しているが、同号該 当性については重ねて判断しない。

(ウ) 一方、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表1の1の項から4の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、本件児童以外の第三者に関する個人情報であるが、本件児童が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかであり、当該第三者の正当な利益を害するおそれがあると認められないため、本号には

該当しない。

また、別表1の5の項から9の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、ケース 記録に記載された実施機関と保護者等とのやり取りの日付であって、開示することに より、保護者等の正当な利益を害するおそれがあるとは認められないため、本号には 該当しない。

なお、実施機関は、別表1の1の項から4の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、第4号にも該当すると説明しているので、同号該当性については、後述する。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表1の開示すべき情報の欄に掲げる情報は開示すべきであるが、児童記録票の「家族状況」の部本件児童の以外の項「生年月日」、「年齢」及び「記事(勤務先等)」の欄に記載された情報並びにケース記録に記載された実施機関と保護者等とのやり取りの内容を不開示とした決定は、妥当である。

(4) 条例第14条第1項第4号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を確保する観点から県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を不開示とする要件を定めたものである。

県の機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、開示することにより、その公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を事項的に全て列挙することは技術的に困難であるため、各機関共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、開示することによりその公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を含むことが容易に想定されるものをイからホまでにおいて例示的に掲げた上で、これらのおそれ以外については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの」として包括的に規定しているものである。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第4号に該当するとして不開示 とした情報について、本号に該当するか否かについて以下判断する。

(ア) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、児童記録票の「関係機関」の項「関係機関名」、「連携の内容」及び「電話番号等」の欄に記載された情報並びにケース記録に記載された関係機関調査における実施機関と関係機関担当者等とのやり取りの日付及び内容である。

- (イ) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、児童記録票の「関係機関」の項「関係機関名」、「連携の内容」及び「電話番号等」の欄に記載された情報並びにケース記録に記載された関係機関調査における実施機関と関係機関担当者等とのやり取りの内容は、開示することにより、実施機関と関係機関との信頼関係を損ない、あるいは、関係機関が本件児童及び保護者等との信頼関係を損なうことをおそれ、本件児童に関する情報を十分に提供しないなど、実施機関における相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号に該当する。
- (ウ) 一方、別表2の1の項から7の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、ケース 記録に記載された関係機関調査における実施機関と関係機関担当者等とのやり取りの 日付であって、開示することにより、実施機関における相談援助活動の適正な遂行に 支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号には該当しない。
- (エ) ここで、前述の(3)イ(ウ)になお書きで記載した、別表1の1の項から4の項まで開 示すべき情報の欄に掲げる情報の本号該当性について判断する。

実施機関は、別表1の1の項から4の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、 関係機関から聴取した内容であるから本号にも該当すると説明しているが、本件児童 及び本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)ともに知っている立場にあること が明らかであり、当該情報を開示することにより、実施機関と関係機関との信頼関係 を損なうなど、実施機関における相談援助活動の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが あるとは認められないため、本号には該当しない。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表2の開示すべき情報の欄に掲げる情報は開示すべきであるが、それ以外の部分並びに児童 記録票の「関係機関」の項「関係機関名」、「連携の内容」及び「電話番号等」の欄に 記載された情報を不開示とした決定は、妥当である。

また、別表1の1の項から4の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、前述の(3) イ(か)で判断したとおり第1号に該当せず、本号にも該当しないため、開示すべきである。

(5) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

条例第14条第1項第5号は、診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報を不開示とする要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合

をいい、評価、判断を行う者との信頼関係を損なうことによって事務の適正な執行に具体的な支障を生ずるおそれがあると判断される場合等が含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示 とした情報について、本号に該当するか否かについて以下判断する。

- (ア) 実施機関が行う相談援助活動は、児童に関するあらゆる問題について相談等を受け、調査・診断・判定を行った上で、児童又は保護者等に対する援助を行うものであるから、本件個人情報には、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報が含まれている。
- (イ) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報は、相談処理決裁伺の「受理簿一連番号」、「児童名一連番号」、「受理伺」、「処遇伺」の部等に記載された情報、児童記録票の「一連番号」、「ケース番号」、「主訴(相談通告の要旨)」等に記載された情報、ケース記録に記載された本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)からの相談に係るやり取りの内容及び実施機関の職員の所見並びに家庭調査における実施機関と保護者等とのやり取りの日付及び内容である。
- (ウ) 実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、相談処理決裁伺の「処遇伺」の部に記載された情報及びケース記録に記載された実施機関の職員の所見は、開示することにより、実施機関が行った評価判断を本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)に伝えることとなり、同人と実施機関の認識の違いから誤解や不信感、感情的な反発が生じ、その結果、同人と実施機関の信頼関係が損なわれ、今後の継続的な相談援助活動に支障が生じるおそれがある。

また、実施機関の職員が、同人との信頼関係が損なわれることを懸念して、今後の相談援助活動の実施に当たって同人に対する率直な評価、判断の記載を躊躇し、表面的な記載にとどめてしまうなど、相談援助活動記録としての機能を著しく低下させるおそれがある。

よって、これらの情報は本号に該当する。

(エ) 一方、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表3の1の項から4の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、個人の評価又は判断に影響を及ぼすものではなく、これらの情報を開示しても、相談援助活動の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号には該当しない。

また、別表3の5の項から19の項まで開示すべき情報の欄に掲げる情報は、ケース記録に記載された同人からの相談に係るやり取りの内容及び家庭調査における実施機関と保護者等とのやり取りの日付であって、開示することにより、実施機関における相談援助活動の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本

号には該当しない。

なお、前述の(ウ)で本号に該当しないと判断した情報のうち、相談決裁処理伺3枚目の「就学状況(学年)」の欄に記載された情報については、第9号該当性を判断する必要があるので、後述する。

(オ) また、前述の(エ)で本号に該当しないと判断した情報のうち、実施機関は、相談処理 決裁伺の1枚目から3枚目までの「現住所」の欄及び児童記録票の「住所1」の上段 に記載された情報は、第4号にも該当すると説明しているので、同号該当性について 判断する。

実施機関は、これらの情報は関係機関から聴取した内容であるから同号にも該当すると説明しているが、本件児童及び本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)ともに知っている立場にあることが明らかであり、これらの情報を開示することにより、 実施機関と関係機関との信頼関係を損なうなど、実施機関における相談援助活動の適 正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、同号には該当しない。

(カ) さらに、ケース記録に記載された家庭調査における実施機関と保護者等とのやり取りの内容についても、個人の評価又は判断に影響を及ぼすものではなく、当該情報を開示しても、相談援助活動の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、本号には該当しない。

しかし、当該情報は、開示請求者以外の第三者の情報であるから、第1号に該当し、 実施機関が不開示とした決定は、結論において妥当である。

以上のことから、実施機関が本号に該当するとして不開示とした情報のうち、別表3の開示すべき情報の欄に掲げる情報は開示すべきであるが、相談処理決裁伺の「処遇伺」の部に記載された情報並びにケース記録に記載された実施機関の職員の所見及び家庭調査における実施機関と保護者等とのやり取りの内容を不開示とした決定は、妥当である。

(6) 条例第14条第1項第9号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、未成年者である本人の権利利益を保護する観点から、本人の代理人から開示 請求がなされた場合において、開示することが本人の権利利益を害するおそれがあると きは、不開示とすることを定めたものである。

「当該本人の正当な利益を害するおそれがある」とは、代理人と本人の利益が相反している場合、本人の意思に反する開示をすることとなる場合をいう。

また、「当該本人の正当な利益を害するおそれがある」かどうかは、開示請求者である代理人と本人との関係や当該情報の内容等に留意しつつ、開示した場合に生じる影響を個別具体的に慎重に検討した上で判断しなければならない。

イ 該当性の判断

相談決裁処理伺3枚目の「就学状況(学年)」の欄に記載された情報は、本件開示請求に係る法定代理人(審査請求人)と本件児童とが別居している事実を考慮すると、開示した場合に本件児童又は現保護者との利益が相反することが否定できない。

よって、本件児童の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当する。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

別表 1

	本件個人情報が記録さ れた公文書	開示すべき情報
	相談処理決裁伺1枚目	・「現保護者氏名」及び「続柄」の欄に記載された情報
1		・「処遇伺」の部「文書発送先」の款「保護者」の項に記
		載された情報
2	相談処理決裁伺2枚目	・「現保護者氏名」及び「続柄」の欄に記載された情報
		・「現保護者住所」の項に記載された情報
		・「処遇伺」の部「文書発送先」の款「保護者」の項に記
		載された情報
3	相談処理決裁伺3枚目	・「現保護者氏名」及び「続柄」の欄に記載された情報
		・「現保護者住所」の項に記載された情報
		・「処遇伺」の部「文書発送先」の款「保護者」の項に記
		載された情報
4	児童記録票	「家族状況」の部本件児童以外の項「続柄」及び「氏名」
		の欄に記載された情報
5	ケース記録7枚目	14行目(日付のみ)
6	ケース記録10枚目	13行目 (日付のみ)
7	ケース記録12枚目	2行目(日付のみ)
8	ケース記録17枚目	5行目(日付のみ)、27行目(日付のみ)
9	ケース記録20枚目	22行目 (日付のみ)
-		

別表2

332-				
	本件個人情報が記録さ	開示すべき情報		
	れた公文書			
1	ケース記録1枚目	15行目(日付のみ)		
2	ケース記録3枚目	1行目(日付のみ)		
3	ケース記録4枚目	16行目(日付のみ)		
4	ケース記録8枚目	3行目(日付のみ)		
5	ケース記録16枚目	1行目(日付のみ)		
6	ケース記録17枚目	1行目、3行目、12行目(いずれも日付のみ)		
7	ケース記録19枚目	18行目(日付のみ)		

別表3

別衣る	T	
	本件個人情報が記録さ	開示すべき情報
	れた公文書	NN 41. 7 C IN TA
1	相談処理決裁伺1枚目	 「受理簿一連番号」、「児童名一連番号」、「ケース番号」、「新再の別」、「当初相談種別」及び「就学状況(学年)」の欄に記載された情報 「現住所」の項に記載された情報 「受理伺」の部「通告先区分」、「虐待通告先細区分」、「相談種別」及び「詳細区分」の欄に記載された情報 「受理伺」の部「理由(通告内容)」の項に記載された情報 「受理伺」の部「理由(通告内容)」の項に記載された情報
2	相談処理決裁伺2枚目	 ・「受理簿一連番号」、「児童名一連番号」、「ケース番号」、「新再の別」、「当初相談種別」及び「就学状況(学年)」の欄に記載された情報 ・「現住所」の項に記載された情報 ・「受理伺」の部「通告先区分」、「虐待通告先細区分」、「主たる虐待者」、「相談種別」及び「詳細区分」の欄に記載された情報 ・「受理伺」の部「理由(通告内容)」の項に記載された情報
3	相談処理決裁伺3枚目	 ・「受理簿一連番号」、「児童名一連番号」、「ケース番号」、「新再の別」及び「当初相談種別」の欄に記載された情報 ・「現住所」の項に記載された情報 ・「受理伺」の部「通告先区分」、「相談種別」及び「詳細区分」の欄に記載された情報 ・「受理伺」の部「理由(通告内容)」の項に記載された情報 ・「受理伺」の部「理由(通告内容)」の項に記載された情報
4	児童記録票	 ・「一連番号」、「ケース番号」及び「相談種別」の欄に 記載された情報 ・「就学」の項上段及び「住所1」の項上段の欄に記載された情報 ・「家族状況」の部本件児童の項「記事(勤務先等)」の

		欄に記載された情報
		・「主訴(相談通告の要旨)」及び「特記事項」の項に記
		載された情報
5	ケース記録1枚目	3~4行目、9~14行目、22~23行目、25~29
Э		行目
G	ケース記録2枚目	「主訴・メモ」、「相談種別」及び「処理・助言内容など
6	(電話相談票)	」の項に記載された情報
7	ケース記録3枚目	13~18行目、19行目(日付のみ)、29~31行目
8	ケース記録4枚目	3~15行目
9	ケース記録5枚目	16行目、22行目、27行目(いずれも日付のみ)
1 0	ケース記録6枚目	22~29行目
1 1	ケース記録7枚目	2~13行目
1 2	ケース記録8枚目	11~22行目、24~27行目
1 3	ケース記録9枚目	1行目(15字目まで)、14~31行目
1 4	ケース記録10枚目	1~12行目、25~31行目
1 5	ケース記録11枚目	1~6行目、9~14行目
1 6	ケース記録12枚目	17~33行目
1 7	ケース記録17枚目	17~26行目
1 8	ケース記録19枚目	2~17行目
1 9	ケース記録20枚目	2~3行目、5~21行目